

Q&A

種別Aの説明

Q1 組織基盤強化への支援とは、どんな内容が対象になりますか。

A1 団体内部の人材育成、機材整備、情報発信力強化など、組織の力を高めるための基礎的な取り組みが対象となります。

現在の組織運営上の課題は何であるか、課題解決のためにどのような取り組みを行なうか、どのように組織強化に繋がるか の3点について記載していただければ、委細は問いません。

* 事業の例(あくまで参考事例です。様々な方法がありますので、委細は問いません。)

- ・ 組織にとって必要な研修会の受講・開催
- ・ 利用者に合わせてプログラム開発のための機材購入
- ・ チラシ、パンフレット、ホームページなど効果的な広報手段の開発
- ・ 事務員採用のための募集広告
- ・ 多くの市民にNPOを知ってもらい、NPO活動への参加につながるイベントの開催

(ちばNPO月間2008[※]に開催するイベントも歓迎します。)

※「ちばNPO月間2008」とは、多くの市民にNPOのことを知ってもらい、NPO活動への参加につなげていくことを目的に行う様々な催しを奨励する期間です。

期間は、1月17日から2月16日までの1ヶ月間です。

なお、この期間中に実施する事業については県が一括して広報します。

応募要件

Q2 事務所は県外ですが、千葉県内でも活動しています。補助金の応募はできますか。

A2 事務所が県外でも県内で活動している団体なら対象になります。

Q3 どんな分野の活動が対象になりますか。

A3 活動分野は問いません。

Q4 昨年度、NPOパワーアップ補助金をもらいました。また今年も応募できますか。

A4 種別Aについては対象となるのは1回きりです。応募できません。

Q5 県内の団体でのネットワークを作り、応募しようと考えていますが、可能でしょうか。

A5 これから作るネットワーク組織は、設立後1年を経過していませんので、応募できません。

ただし、要件を満たす団体が他の団体とのネットワーク化により組織基盤強化を図る取り組みであれば申請できますのでご検討ください。

審査

Q6 応募すれば補助金がもらえるのですか。

A6 応募された内容を募集要項3ページの方法で、審査委員の合議により決定しますので、応募したからといって採択を保証するものではありません。

Q7 事例の内容を参考に申請しようと思いますが、必ず採択されますか。

A7 事例は参考事例ですので採択を保証するものではありません。

Q8 審査は書類審査だけですか。

A8 種別Aは書類審査のみです。

記入

Q9 書き方が良くわかりません。

A9 書き方の参考にできる書類を供え置いています。過去に補助を受けた団体の申請書が御覧いただけますので、参考としてください。(場所：県庁2階NPOパートナーシップオフィス)

また、4月14日に説明会と個別相談会を実施するほか、ご質問は随時お受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

裏面に続きます

Q10 インターネットが使えませんが、詳細情報や様式を入手できますか。

A10 お近くの市民活動センターや、千葉県NPOパートナーシップオフィスで入手いただけます。また、実費をご負担いただければ郵送でお送りしますので、お問い合わせください。

Q11 手書きで提出しても大丈夫でしょうか。

A11 手書きでも問題ありません。
手書きされる場合は、文字が判読できるようにご記入（黒字）ください。

この補助金の制約

Q12 自己負担金を用意するのが難しいのですが。

A12 この補助金は、他の補助金や助成金を自己負担金として計上することができます。この場合は、他の補助金・助成金を出している機関が認めている場合に限りしますので、ご検討ください。

Q13 採択された場合、事業を始める前に補助金を受け取れますか。

A13 補助金の半額まで（千円未満切捨て）は事業開始前にお支払いできます（銀行振込）。審査会で交付団体を決定する手続きがありますので、8月頃になる見込みです。

なお、残額は事業終了後の支払いとなります。

Q14 補助金をもらえた場合、県に報告義務がありますか。

A14 あります。提案いただいた内容についての実施結果を書類で提出いただきます。

Q15 応募書類は公開されますか。

A15 当初の応募書類は公開されませんが、採択時に団体が提出した申請書と実績報告書については、個人情報を除きNPOパートナーシップオフィス（県庁2階）で公開します。

Q16 補助を受けた活動の検査はありますか。

A16 書類・現地調査により確認を行い、補助金の精算を行います。なお、事業実施中に調査を行う場合もありますので、その際にご協力ください。

Q17 事業実施中、提案内容や収支予算を変更することはできますか。

A17 無断で変更はできません。事前に担当者までご相談ください。

手続き

Q18 提出した書類は返してもらえますか。

A18 書類は返却しませんので、控え等が必要な場合は各自にてご対応ください。

Q19 補助金を使用できる期間は、いつからいつまでですか。

A19 補助金の交付を決定した日から平成20年2月29日までとなります。

なお、交付を決定するのは例年7月中旬頃です。別途県から文書でお知らせします。